

岩手県告示第1号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和4年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 高田

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から20号までを順次結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
陸前高田市	区画整理事業地区内		K C 歩 4 - 1 (本丸23番26)	標柱1号
			K C 41 - 1 街区① - 1 (本丸16番2)	標柱2号
			K C 歩 4 - 2 - 1 (本丸23番61)	標柱14号
			K C 39 街区① (大町35番)	標柱15号
			K C 39 街区① (大町25番)	標柱16号
			K C 歩 4 - 3 (大町22番)	標柱17号
			K C 40 街区① (大町17番2)	標柱18号
			K C 40 街区① (大町15番)	標柱19号
			K C 40 街区① (大町12番)	標柱20号
			高田町	本丸
	18番2	標柱5号		
	27番4	標柱6号及び7号		
	26番1	標柱8号及び9号		
			28番	標柱10号から13号まで